

## 名古屋家庭裁判所委員会（第19回）議事概要

### 1 日時

平成24年12月14日（金）午後1時30分から午後3時30分まで

### 2 場所

名古屋家庭裁判所大会議室（7階）

### 3 出席者

#### （委員）

伊藤委員，佐藤委員，丹羽委員，川本委員，杉山委員，長谷川（誠）委員，長谷川（弘）委員，福谷委員，山本委員，加藤委員，水谷委員，熊田委員，矢野委員，柴田委員（委員長），鬼頭委員

#### （事務担当者）

久保裁判官，中畑裁判官，原首席家庭裁判所調査官，長谷川次席家庭裁判所調査官，北林総括主任家庭裁判所調査官，中島少年首席書記官，久澤少年訟廷管理官，梶本事務局長，原田事務局次長，判治総務課長，佐合総務課課長補佐，野田庶務係長

### 4 議事

(1) 開会あいさつ

(2) 新任委員紹介

(3) 委員長選出

(4) 協議テーマ「少年に対する教育的な働きかけの取組について」について，裁判所からの説明及び意見交換（発言要旨は別紙のとおり）

(5) 次回期日

平成25年6月21日（金）午後1時30分から午後4：00まで（予定）

(別紙)

### 協議テーマに関する意見交換

( :委員 :委員長 :事務担当者)

: 教育的な働きかけの一環である名古屋城清掃の社会奉仕活動は、少年に対して継続して実施しているのか。1回限りの参加の場合、効果が期待できないのではないか。

: 原則として1回限りの参加である。1回の参加でも効果が見込まれる比較的軽微な内容の事件の再犯等で、保護処分の必要性がない少年を対象として実施している。

: 清掃活動には、ボランティアで学生も参加すると聞いたことがある。少年とその両親以外の外部からの参加もあるのか。

: 社会奉仕活動は、裁判所だけでは実施できるものではなく、少年友の会を始め、学生ボランティア等にも協力いただいている。

: 親子関係の悪化が原因で非行に走ることも多いと思うが、そのような場合でも親子での参加に意味があるのか。また、親子での参加はどのくらいあるのか。

: ボランティアであるため強制することはできないが、原則、親子で参加してもらえるように促している。実際には、親の参加は、家庭の事情や仕事の都合等により父母のいずれか一方のみとなることが多く、8割が母親のみの参加である。最初は硬い表情であった親子も、日常と違う親の姿を見たり、学生ボランティアが間に入って親子の会話を促すことによって、笑顔で帰っていくこともある。

: 親子で参加することによって、親子のコミュニケーションを深めるきっかけになると思う。平日の昼間の実施では父親が参加することは難しいと思う。休日に実施することはできないのか。

: 休日の実施については、職員の手配や、名古屋城清掃の場合は休日は観光客が多く、少年のプライバシーへの配慮などの問題もあって難しい。

: 名古屋城清掃活動以外の奉仕活動も検討してはどうか。また、清掃活動に参加

できない場合の代替措置はあるのか。

：当庁では、比較的時間帯が自由である使用済み切手の整理活動も実施している。

：被害を考える教室について、配布された参加者の感想文は、教室に参加することで少年の更生に効果があるのか疑問に思える内容のものもある。効果についてはどうなのか。

：今回は参考資料として、効果の見られた事例と見られなかった事例を配布している。提出された感想文等の内容を検討して、さらに必要と判断されれば、被害を考える教室の効果について家庭裁判所調査官が個別に調査を重ねることもある。

：教育的働きかけを実施した少年について、審判不開始等の処分になった割合はどのくらいなのか。また、教育的働きかけの効果を検証するには、再犯率等の追跡が必要だと思うが、統計的データはあるのか。

：清掃活動、被害を考える教室や福祉施設における短期補導委託等、いくつかを組み合わせることで、より高い効果が期待できるのではないか。

：全国の家庭裁判所で情報交換することによっても、働きかけの効果を検証できると思う。

：再犯という定義が難しいこともあり、現段階で示すことのできる統計的データはないが、当庁では教育的働きかけの一環である被害を考える各教室を受講した18歳未満の少年について、罪種を問わず再犯率を調査し始めたところである。受講後の心情の変化や感想などの検討も含め、今後も効果を分析して、検討を重ねていきたいと考えている。

：家庭裁判所としては事件が係属している間の関与であり、裁判所での教育的働きかけについては限界があると思われる。少年の更生を考えていくためには、裁判所の処分後にも視点を広げていく必要があり、他の組織との連携も重要である。

：教育的働きかけについては、一度の取組だけでなく、少年友の会等とも連携し、継続的な働きかけをしてはどうか。

：家庭裁判所が調査の過程で得る情報には、学校等の教育機関にとっても有益な

情報もある。家庭裁判所と教育機関が情報を共有する仕組みを作ることによって、少年への働きかけの手段も増えると思う。

：少年補導活動に携わっているが、家庭裁判所と学校、警察等が連携をとることは必要だと思う。

：事件が係属している場合は、当然のことであるが、児童相談所、学校、警察等との連携を行っている。事件以外では、学校や警察等との連絡協議会を開催して、意見交換を行っている。保護処分になれば、処遇機関との連携を図っていくことになるが、不処分・不開始となる少年（約7割）について、裁判所からどのように情報を発信していけるのか検討していく必要があると考えている。

：保護者へのフォローも大事である。

：少年の更生には家庭環境が重要である。親だけが参加する教室等の実施を検討してはどうか。

：被害を考える教室の一部では、少年が参加している時間に保護者が別のカリキュラムを受講するという取組を行っている庁もある。他庁での取組や効果も参考にしていきたい。審判後の少年へのフォローについては、関係機関との連携の必要性を感じている。ご指摘の点も踏まえ、さらに効果的な方法を検討していきたい。

以 上